

骨子案

第1章 計画策定にあたって

1 地域共生社会の実現に向けて

社会的背景と課題

- ・ 高齢化、少子化の進展、働き方の多様化により世帯構造が変化。
- ・ 世帯が抱える課題が複雑化・複合化し、「制度の狭間」の相談が増加。
- ・ 支援を必要とする世帯が増加する一方、支援人材の不足が深刻化。

社会福祉法改正による包括的支援体制の推進

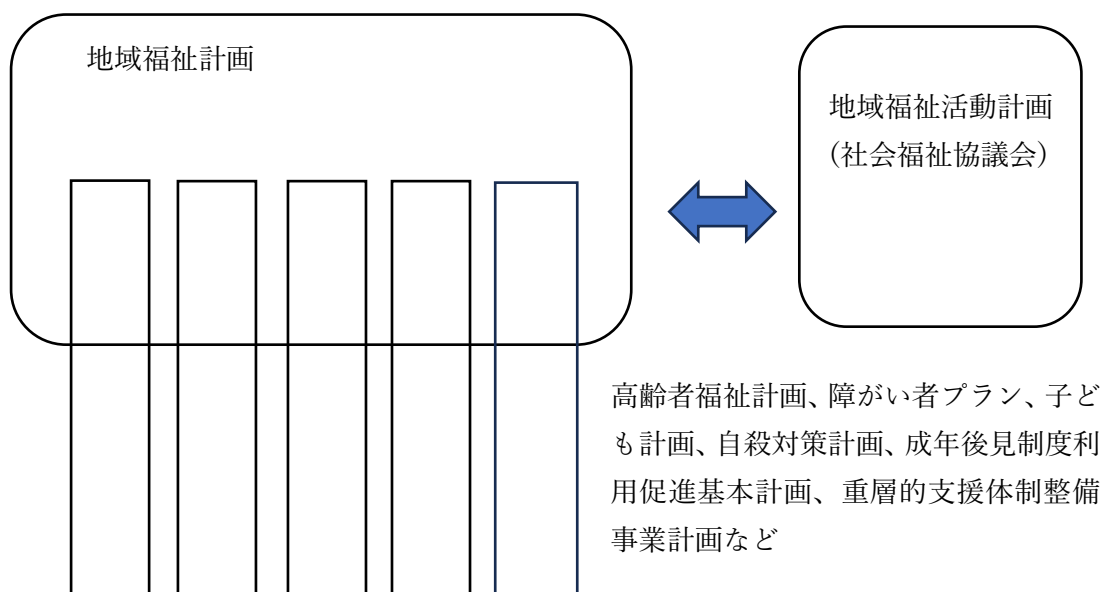
- ・ 2017 年改正：地域住民・福祉関係者による地域課題の把握、関係機関との連携による地域生活課題への対応、包括的支援体制の整備を推進
- ・ 2020 年改正：複雑な課題への多面的支援を行う重層的支援体制が制度化され、支援の仕組みが強化

今後の方向性

- ・ 制度の枠を超えた柔軟な支援体制の整備と、地域住民の支え合いによる共助の仕組みづくりが重要。

2 計画の位置づけ

- ・ 各関連計画の上位計画であることの説明



3 計画の期間

計画名	計画期間
総合計画	R3-R12
基本計画	R8-R12
地域福祉計画	R8-R12
地域福祉活動計画（社会福祉協議会）	R8-R12
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画	R9-R11
障がい者プラン	R9-R11
こども計画	R7-R11
いのち支えあういんざい自殺対策計画	R8-R12
成年後見制度利用促進基本計画	R8-R12
重層的支援体制整備事業計画	R8-R12

4 地域福祉活動計画について

- ・社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、より細かい地域の生活課題を解決するための計画であり、地域福祉は印西市社会福祉協議会と連携しながら推進する
- ・基本方針を示す地域福祉計画と地域ごとの取り組み内容を示す地域福祉活動計画の住み分け

5 重層的支援体制整備事業実施計画、成年後見制度利用促進計画について

- ・福祉サービスを必要とする人への権利擁護や、各分野横断的な連携により包括的な支援体制の整備推進が必要なため両計画を地域福祉計画と一体的に策定する

6 地域福祉計画を推進する市民・地域・行政の役割

- ・地域福祉とは、地域コミュニティを基盤として、市民の地域福祉活動と公的な福祉サービスとのつながり（協働）によって推進される。

市民の役割	地域福祉は市民の参加が不可欠であり、支える側と支えられる側の垣根を超えた相互理解、困りごとには必要な支援の相談窓口相談する。
地域の役割	地域のコミュニティの醸成を図り、日常的な活動や暮らしのなかで、支援を必要としている人がいれば地域で取り組み、必要に応じ相談窓口につなぐ。
社会福祉協議会、その他社会福祉法人の役割	社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として「地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉活動に取り組む。社会福祉法人は、地域社会へ公益的な取り組みを実施する。市や地域福祉を推進する団体と連携を図り、活動の中で支援を必要としている人を支援する。
市の役割	庁内各課や関係支援団体と横断的な連携をはじめ、市民や福祉活動団体との連携を図りながら地域福祉の推進を図る。社会福祉協議会との連携を密にして、地域福祉の充実に取り組む。

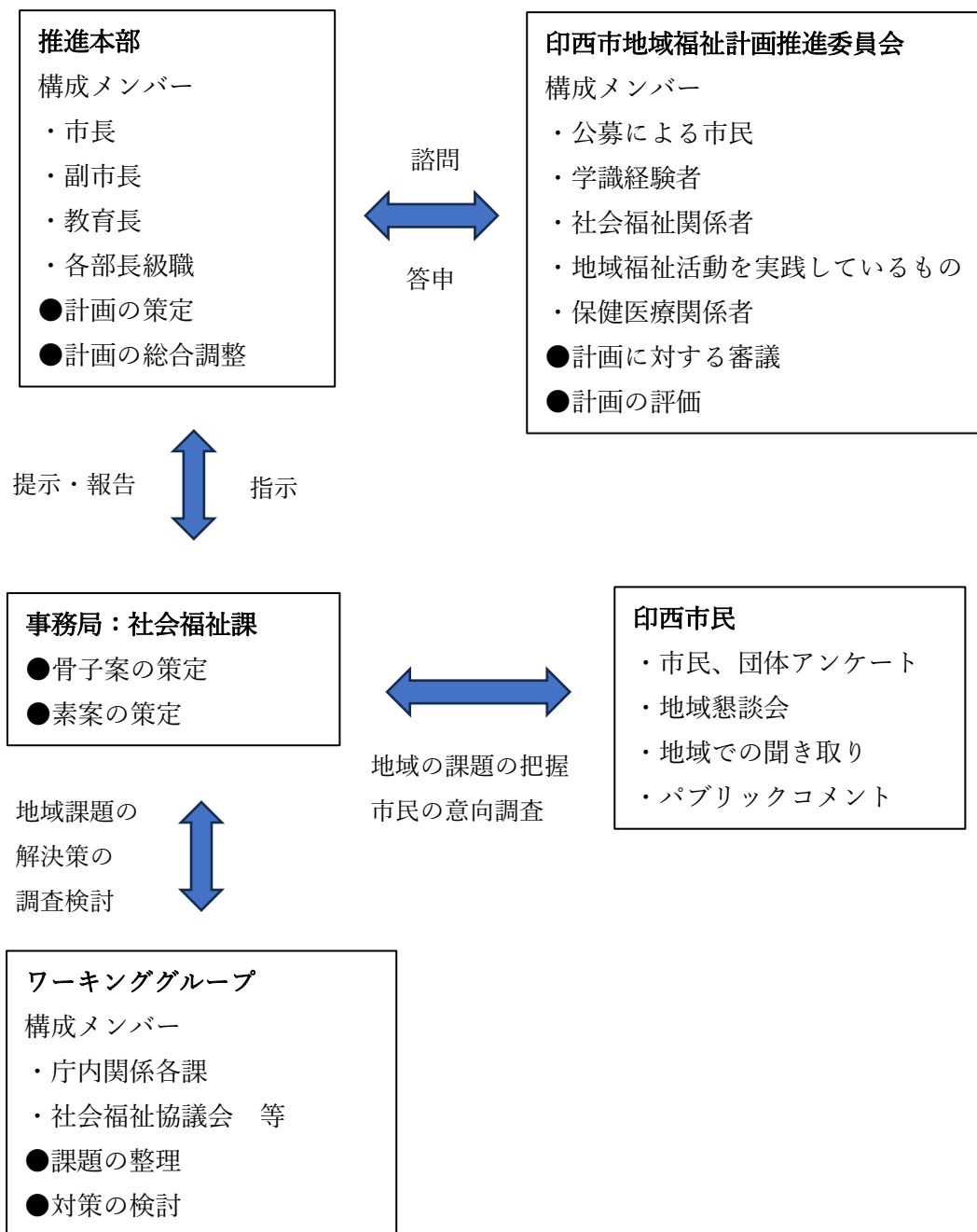
7 地域福祉計画に盛り込むべき事項

地域福祉計画について社会福祉法 107 条に規定される 5 つの事項

- ・地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ・地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ・地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

8 地域福祉を推進する計画策定の視点（SDGs）

9 計画の策定体制



第2章 印西市の地域福祉を取り巻く現状

・制度的福祉と自発的福祉

	従来の福祉分野 (児童、障がい、高齢者など)	他の分野（生活課題関連） (防犯・防災、移動支援など)
自発的福祉 (市民・団体)	A	
制度的福祉 (行政)	B	C

A.自発的福祉（住民主体の活動全般）

《アンケートや統計等からみる市の状況》

（１）担い手の不足・高齢化

- ・団体活動上の問題点としては「メンバーの高齢化」(59.3%)が最も高く、次いで「新しいメンバーの加入が進まない」(51.9%)など、担い手関連が上位
- ・地域懇談会でも、全地区で「活動の担い手に対する支援」がニーズとして出ている

（２）活動に関する情報発信力の低さ

- ・担い手不足の一方、活動のPRは「特にしていない」(25.9%)団体も多く、「SNS」は約2割にとどまる。
- ・地域懇談会で挙げた支援ニーズも「子供向のNPO活動を、学校で発信」「地域のボランティアグループが情報交換できる拠点づくり」など情報発信・共有関連が多数

（３）地域のつながりの不足（理想とのギャップ）

- ・地域での助け合いを「必要だと思う」(74.1%)市民の割合は高く、隣近所とのつきあいの理想としても「何かあったときにはすぐ助け合える関係」が約半数と高い
- ・一方、実際のつきあいの程度としては「何かあったときにはすぐ助け合える関係」が2割を下回っており、理想とのギャップがある

（４）居場所の不足

- ・地域懇談会では、人とつながれる「居場所づくり」の必要性を挙げる声が多数で、それを通しての「身近な頼れる人の獲得」「福祉情報の取得」「社会活動に参加することでの心身の健康維持」など多面的な効果が期待されている

※重層的支援体制整備事業の必須事項としても「参加支援事業」（社会とのつながりを作るための支援など）や「地域づくりに向けた支援」（世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備など）が含まれており、自発的福祉と制度的福祉の橋渡しの部分となっている

B.制度的福祉×従来の福祉分野（個別の福祉分野）

≪社会動向≫

- ・国の制度設計・変更に従う形で、各自治体でも相談機関や支援制度を整備（本市も同様）
- ・制度の狭間に陥るケースや複合的課題を抱えるケース（例：8050、ヤングケアラー）への支援に対する社会的要請が高まる

≪個別の福祉分野における市の状況≫ ※直近の市の個別計画より

分野（計画名）	市の状況
高齢者福祉 （第9期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 P26-28） ※R6 策定	「医療・介護関係者間の情報共有を強化し、市民参加で地域包括ケアシステムの深化・推進を図ること」「健康づくりへの関心を高め、健康で生きがいを持って活躍する社会を実現していくこと」「誰もが地域で気軽に安心して外出できる環境づくりを進めていくこと」「介護保険サービスの継続に取り組むとともに、介護現場の声にあった省力化や効率化についても検討していくこと」が課題視されている。
障がい者福祉 （印西市障がい者プラン P24-25） ※R6 策定	「相談支援」「権利擁護」「就労支援」「（障がいのある子どもについて）一貫した支援体制の整備」「（障がいがあっても）住みやすいまちづくり・災害対策」を重点施策としている。
児童福祉 （印西市子ども計画（いんざい子どもプラン）） ※R7 策定	「幼児期の保護者の不安解消に向けた相談体制の充実など」「学童期・思春期・青年期の安心して過ごせる居場所の選択肢を増やすこと」「子ども自身の悩みごとの相談体制の整備」「子育て当事者のニーズへの対応（保育園など）」「地域全体での子育て支援」等が課題視されている。

※本計画では、個別の福祉分野における取組について、「共通して取り組むべき事項」「特に重点的に取り組む事項」を中心に掲載し、それら以外は基本的には各計画の管轄とする（本計画への記載が特に想定される項目はグレー部分）。

《アンケートや統計等からみる市の状況》

(1) 高齢者を中心とした孤立

- ・高齢化が進み高齢者が増える中で、高齢者のうち「一人暮らし高齢者」の割合も上昇
- ・地域懇談会で挙げられた「気になるケース」も、高齢単身世帯についてが圧倒的多数（具体的な困り事としては買い物、ゴミ出しなど「ちょっとしたこと」が多い）
- ・孤立を防ぎ、必要な支援を届ける「アウトリーチ」の施策は必ずしも進んでいない

(2) 支援情報の認知に至るまでの障壁

- ・制度的福祉の充実が進む中で、各種支援の仕組みの多様化・複雑化も進行
 - ・地域懇談会で挙げた「必要な支援」も既に展開済みのものが多く、認知度は低い
 - ・市民アンケート「市の福祉で必要なこと」では「福祉情報の充実」(41.6%)が1位
 - ・地域懇談会では情報のわかりづらさ、一元化された情報媒体の不在などが指摘される
- ※(1)は(2)の要因でもあったと考えられる

C.制度的福祉×その他の分野（地域福祉との連携が求められる生活課題）

《アンケートや統計等からみる市の状況》

(1) 包括的かつ身近な相談体制の不足

- ・既存の福祉分野における相談機関には、複合的な問題を含んだ相談が寄せられている
- ・福祉総合相談窓口はあるものの、懇談会では「ちょっとした事柄の身近な相談場所」のニーズが多く挙げられる（例：買い物、ゴミ出し、電球の交換）
- ・市民アンケート「市の福祉で必要なこと」では「気軽に困りごとを相談できる相談窓口の充実」(39.3%)が多い

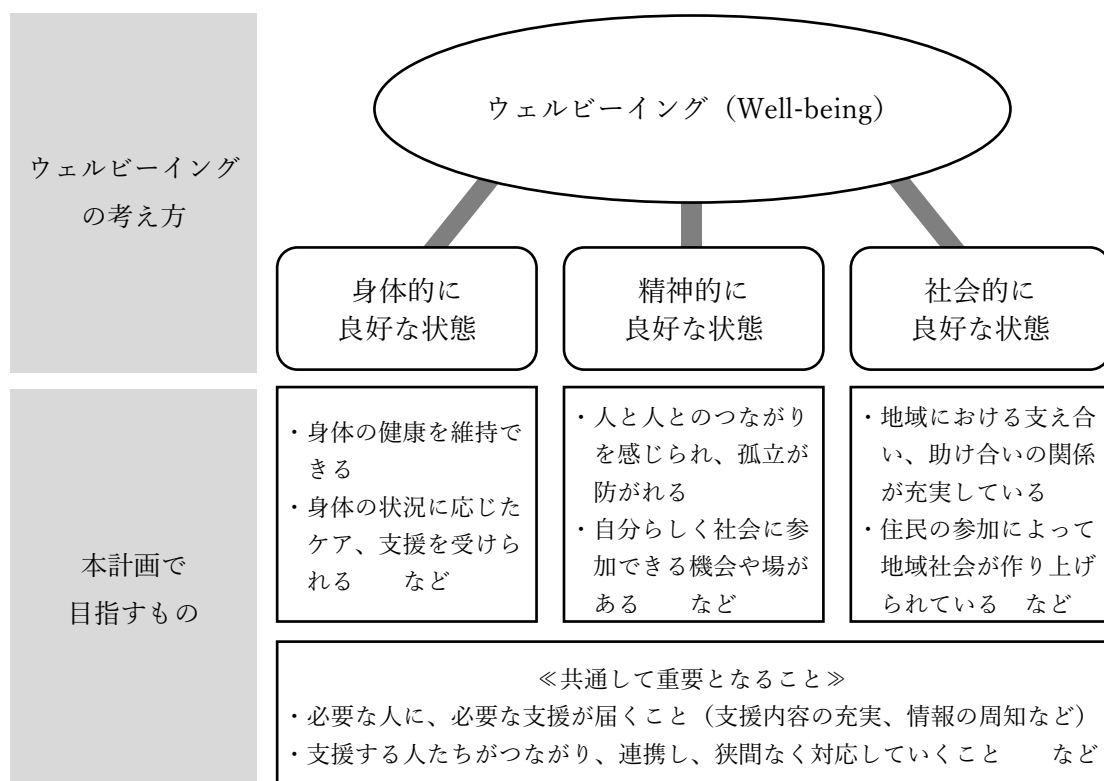
(2) 生活支援に対する市民ニーズ

- ・地域懇談会で挙げた「身近な気になるケース」の多くは、移動や買い物の困難（「できるとよいこと」の案も「乗り合いタクシー」「コミュニティバス拡充」等が多数）
- ・市民アンケートでは福祉の各種取組の中で「防犯・防災」を重視する割合が最も高い

第3章 計画の基本的な考え方

1. 「ウェルビーイング」の考え方

- ・社会的に注目が高まっている「ウェルビーイング」は、本計画とも深くつながる考え方
- ・「ウェルビーイング」とは、直訳すれば「良好な状態にあること」であり、その要素としては、「身体的な状態」「精神的な状態」「社会的な状態」と分けて考えられる
- ・本計画では、これらの「良好な状態」を生むために施策を展開する



2. 基本理念と基本目標

基本理念（大きな理想像）

- ・ 人と人が「つながる」ことは、孤立を防ぎ、精神的な充足をもたらすほか、それぞれの状況に応じた必要な支援へと「つながり」、安心して暮らせる社会をつくる上でも重要（ウェルビーイングの基礎的な部分）であることから、本計画の基本理念を下記の通りとする。

『 人と人が優しくつながる、いつまでも安心なまち 』

基本目標（大きな理想像を細分化した理想像）

基本目標1 地域福祉の基盤となる『地域コミュニティの強化』

- ・住民を地域の福祉活動へ参加と行動を促す
- ・地域に参加できる環境づくり
- ・地域で社会貢献、自己実現できる場の創出

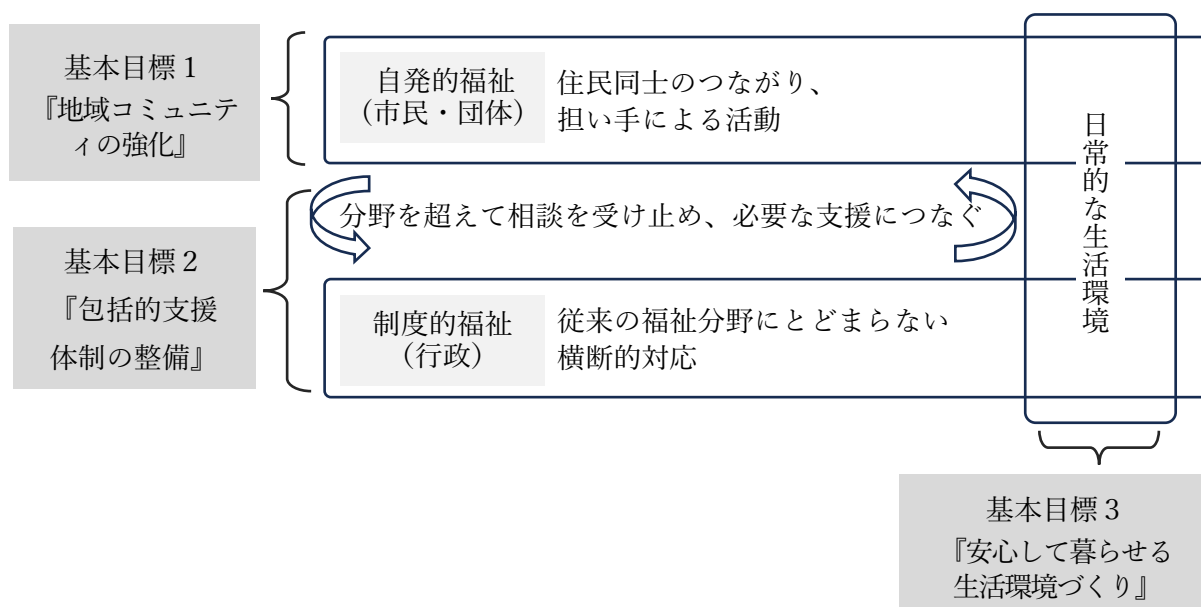
基本目標2 『包括的支援体制の整備』

- ・ちょっとした困りごとが地域で解決できる仕組みづくり
- ・制度的福祉を誰もが利用しやすい工夫
- ・複合的な問題を抱える世帯や支援を必要としている人に必要な支援が届く体制整備

基本目標3 『安心して暮らせる生活環境づくり』

- ・誰もが安心して暮らせるまちづくり
- ・安心して日常生活を送るために防犯・防災体制の充実
- ・高齢者を中心とした生活の支援

3. 基本目標同士の関係



(2) 施策体系

基本目標	関連する現状（第2章参照）	基本施策（案）
1. 地域コミュニティの強化	A（1）担い手の不足・高齢化 A（2）活動に関する情報発信力の低さ A（3）地域のつながりの不足（理想とのギャップ） A（4）居場所の不足	活動の担い手への支援
		一般市民への意識啓発、地域活動への促し
2. 包括的支援体制の整備	B（1）高齢者を中心とした孤立 B（2）支援情報の認知に至るまでの障壁 C（1）包括的かつ身近な相談体制の不足	困りごとを相談ができる体制づくり
		権利擁護による支援や、必要な福祉情報の提供の充実
		広範で既存の制度では対応しきれない部分の支援体制づくり
3. 安心して暮らせる生活環境づくり	B（1）高齢者を中心とした孤立 C（1）包括的かつ身近な相談体制の不足 C（2）生活支援に対する市民ニーズ	防災、防犯体制が充実した地域づくり
		暮らしやすい環境づくり
		多様な人々が安心できる地域づくり

(3) 計画の進行管理と評価方法

計画の進行管理（PDCA サイクル）

